シリーズ:『挑戦』を支えるもの

~⑤バス事故から「旅行サービス機関選定義務」を考える~

(東京海上日動火災保険株式会社 旅行業営業部)

のスキーバス転落事故は、乗員・乗客41 |転手2人、乗客39人)中15人が

出る大事故となりました。事故後の故としては過去30年で最多の死者が死亡、生存者も全員が負傷し、バス事 要請を行うに至っています。 バスの安全確保の再徹底について緊急 益社団法人日本バス協会に対し貸切 違反が見つかり、改めて行政として公 き打ちの緊急監査では約半数に法令 都道府県で貸切バスを対象に行った抜 行会社の数々の杜撰な管理の実態で 調査・報道で明らかになったのはバス運 した。事故を受け、国土交通省が12の

選定の観点を中心にその業務状況等に よる調査結果を待たなければなりませ 厳しい目が向けられています。 た旅行会社に対してもバス運行会社の んが、当該バスツアーの企画・手配を行っ 本事故の責任の所在は関係各機関に

【危機発生前の準備】

務」や「選定責任」への言及はありませ

ん。しかしながら、各種判例においては

生命・身体・財産等の安全を図るため、

安全確保義務」について「旅行者の

載になっており明確な「安全確保義確保することに努力し…」という記

行者の安全かつ円滑な旅行の実施を約款の中では「旅程管理」の中で『旅 れた「選定責任」については、旅行業

選定責任

|旅行安全マネジメントに見る

今回のバス事故でクローズアップさ

(以下は主なもの)

企画段階

手配段階

の合理的な判断をし、また、その契約 十分に調査・検討し、専門業者として 提供機関の選択等に関し、あらかじめ旅行目的地、旅行日程、旅行叶ービス

- ツア一行程において事故を誘発するような 無理が生じていないか
- 安全性を確保した企画設定になっているか
- サービス提供機関は法令等を順守しているか
- \square サービス提供機関の安全管理体制・事故対応 体制を把握しているか
- サービス提供機関の過去の事故発生状況等を \mathbf{V} 調査しているか
- サービス提供機関に依頼するサービス内容は \square 法令に基づいているか
- -ビス提供機関の賠償責任保険の加入状況 を確認しているか
- 事故発生時のサービス提供機関との役割分担 は明確化されているか

『旅行業者賠償責任保険』に加入するには… JATA 会員会社専用の団体保険制度があります。 詳しくは㈱ジャタまでお問い合わせください。

責任に言及するケースが出ています。 するおそれのないサービス提供者を選 義則上の義務」や「旅行者の安全を害 除すべく合理的な措置を採るべき信 内容の実施に関し、遭遇する危険を排 定する義務」等と定義し、旅行会社の つまり具体的にどこまで対応すべき

1月15日の未明に起きた軽井沢で

|バス事故を受けて

なく旅行安全マネジメントの考え方で ます。今一度、自社の体制整備・運営状 は「安全な旅行サービス提供機関の選 る必要があります。また言うまでも インを参考にマニュアル等の整備を進め 的マネジメントのあり方」等のガイドラ ておかなくてはなりません。JATA 供機関の選定基準を自社で明確にし 通機関を始めとする旅行サービス提 行の企画・手配段階でバス会社等の交 かが明確化されていないからこそ、旅 実行(Do)が次の様に求められてい 定義務」が明確に謳われており、その 「観光危機管理体制における組織

<u>Ø</u>

償責任保険

上の過失に備える『旅行業者』 ■旅行サービス提供機関の選 賠定

業者賠償責任保険』への加入も企 て旅行業者が法律上の賠償責任を負 旅行業者としての業務遂行に起因しが、旅行サービス機関の選定を含めた リスクを低減させることが大切です 手配段階での安全確保を確実に行い こしかねません。まずは自社の企画 なり、会社の存続危機事態を引き起 時には高額な賠償金を支払うことと は、旅行会社はその責任を追及され 会社に過失があると認められた場合 サービス提供機関の選定において旅行 担した場合の損害を補償する『旅行 このように旅行会社には「安全な旅 **「義務付けられています。万が一、旅行** [サービス提供機関を選定]すること 「衛の観点から極めて重要です。

To Be a **Good Company**



東京海上日動

